平成２８年（フ）第１８２３号
横浜市旭区二俣川１丁目45番42号
破産者　株式会社ディアーズ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７９号
横浜市青葉区みすずが丘26番地15
破産者　プラザ企画設計株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４２号
横浜市磯子区森１―10―20ライオンズステーションプラザ磯子５階504号室
破産者　株式会社セイコービジョン
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４１号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目13番３号
破産者　アムール株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４１４号
相模原市中央区上溝3943番地３　ドリームハウス202号室、商業登記簿上の本店所在地相模原市緑区大島2308番地の２
破産者　有限会社神奈川精機
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４号
富山県氷見市柳田46番地
破産者　有限会社久保管機工業所
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７号
石川県加賀市橋立町ウ215番地
破産者　有限会社小泉建設運輸
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４９号
三重県松阪市山室町102番地１　ＭＯ－ＶＢ201、前住所津市藤方501番地54
破産者　西尾　英訓
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５号
兵庫県小野市市場町720番地
破産者　三木石油株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２７１号
岡山県倉敷市玉島1962番地の３
破産者　協同組合パオ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７２９号
埼玉県志木市上宗岡１丁目６番41号　ミラコスモⅡＢ　202号
破産者　井上　博文
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７６号
さいたま市北区宮原町３丁目33番地７
破産者　高垣加奈子
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９９号
さいたま市西区三橋６丁目389番地10
破産者　鈴木　祐次
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５９号
さいたま市大宮区北袋町１丁目231番地ヴァンベール泉102
破産者　本田　賢一
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
埼玉県鴻巣市松原２丁目１番９号、開始決定時の住所岐阜県加茂郡川辺町比久見501番地６
破産者　フラワーひすいこと　大脇　正泰
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１２６９号
札幌市東区北36条東27丁目２番12―901号
破産者　富山　孝祐
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７１号
北海道江別市東光町28番地の５　102
破産者　清野　義己
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４８号
札幌市西区西町南７丁目１番32号　小松第２アパート203号
破産者　田岡　千里（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
仙台市青葉区北根３丁目５番３号
破産者　原　　優子
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係